

幼児教育・保育の無償化における
認可外保育施設の取扱い（案）について



意見募集



- 今年5月に成立した「改正子ども・子育て支援法」に基づき、令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化を開始します。
- 改正子ども・子育て支援法では、令和元年10月から令和6年9月までの5年間は、国が定める遵守すべき基準を満たさない認可外保育施設であっても無償化の対象とするが、その5年間について、市町村は、条例により無償化の対象を限定することができるかとされています。
- 京都市では、「子どもの安心安全の確保」を第一に据え、無償化の対象とする認可外保育施設の取扱い案をまとめましたので、皆様の御意見を広く募集します。

取扱い（案）のポイント

① 経過措置期間

子どもの安心安全の観点から、国が示している基準を満たさなくてもよいとする経過措置期間が5年では長すぎると考えられること、一方で、施設が基準を満たすための準備をする期間や利用者が施設を選択する期間を考慮して、本市では、経過措置期間を令和元年10月から令和3年3月までの1年6箇月とします。

※ 利用されている認可外保育施設が基準を満たしていない場合、令和3年4月1日以降は、無償化の対象施設とならないこととなります（利用施設等の相談については、区役所・支所子どもはぐくみ室で応じます）。

② 認可外保育施設の保育の質の向上に向けた取組

以下の取組を継続的に実施するとともに、それぞれの認可外保育施設の基準達成状況をホームページ等で公表し、安心して認可外保育施設を利用できるよう努めます。

- ・ 関係部局との連携を強化し、建築基準法や消防法等、関係法令に基づく届出等が適切に行われるよう取り組みます。
- ・ 「巡回支援指導員」を新たに配置し、認可外保育施設等に対し、遵守・留意すべき内容に関する助言・指導を行います。
- ・ これまで立入調査の対象外となっていた、企業等が従業員の子どもの保育を行う「事業所内保育施設」のうち、無償化の対象施設となるための手続を行った施設について、国が定める基準の適合状況の確認を行い、基準を満たしていない場合には、助言・指導を行います。

③ 22時以降に保育を実施する認可外保育施設の取扱い

認可保育施設だけでは対応できない、22時以降に保育を実施する認可外保育施設について、「設備等に関する基準」は満たしていないが、その他の基準を満たしている場合に限り、令和6年9月までは無償化の対象施設とします。

応募
方法

令和元年9月17日（火）～10月23日（水）

電子メール、郵送、FAX、ホームページの意見募集フォーム

募集
期間

1 【国の制度概要】幼児教育・保育の無償化について

(1) 対象児童：3～5歳児（0～2歳児は市民税非課税世帯のみ）

※ 「歳児」は、年度当初4月1日時点の満年齢

※ 幼稚園，認定こども園（幼稚園部分）を利用されている子ども（いわゆる1号認定子ども）は，満3歳から対象となります。

(2) 無償化の方法・範囲：

	対象となる施設	無償化の範囲	無償化の方法
①	保育園（所），認定こども園，新制度に移行した私立幼稚園，市立幼稚園，地域型保育事業所（小規模，家庭内，事業所内），企業主導型保育事業 【保育が必要な理由に該当する方】	無料 ※保育標準時間（11時間まで）が無料 ※企業主導型保育事業所は，国が示す標準的な保育料が無料	現物給付
②	私立幼稚園等（新制度に移行した私立幼稚園を除く） 【保育が必要な理由に該当する方】	上限月額 25,700 円	償還払い
③	預かり保育（幼稚園，認定こども園1号認定子ども） 【保育が必要な理由に該当する方】	「上限月額 11,300 円」と「日額 450 円×利用日数」のうち低い方の額 ※市民税非課税世帯の満3歳は，「上限月額 16,300 円」と「日額 450 円×利用日数」のうち低い方の額	償還払い又は現物給付（市立幼稚園のみ）
④	認可外保育施設等（一時預かり事業，病児保育事業及びファミリーサポート事業も含む） 【保育が必要な理由に該当する方】	上限月額 37,000 円 ※市民税非課税世帯の0～2歳児は上限月額 42,000 円	償還払い
⑤	障害児通所・入所施設	無料	現物給付

現物給付： 京都市や園等への保育料等の支払いが不要

償還払い： 一旦保育料等を支払ったのち，本市に領収書等の必要な書類を提出し，支払った額と上限額のうち低い方の額を保護者の金融機関口座に振込。

(3) その他の制度の内容について

その他の制度の詳細については，以下のホームページから御確認いただけます。

《京都市情報館「幼児教育・保育の無償化の利用施設別の御案内について」》

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254985.html>

（QRコードはこちら）



認可外保育施設等における無償化について

1 認可外保育施設等とは

認可外保育施設とは、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育、地方自治体独自の認証保育施設（本市は該当する施設はありません）、その他の認可外保育施設を指します。

また、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリーサポート事業も含まれます。

2 無償化の対象となる認可外保育施設について

認可外保育施設については、①児童福祉法に基づく都道府県（政令指定都市等を含む。）への認可外保育施設設置届の提出がされ、②改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）で定める基準（厚生労働省が定める「認可外保育施設指導監督基準」と同内容、以下「内閣府令で定める基準」という。）を満たし、③認可外保育施設からの無償化対象施設としての確認申請に基づき、市町村長が無償化の対象とすることとした場合に限り、当該施設に通う保育が必要な子どもについて、無償化の対象となります。

ただし、②の基準を満たさない施設であっても、5年間は無償化の対象とする経過措置期間を設けたうえで、「市町村は、施行日から5年を経過する日までの間、保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して、特に必要があると認めるときは、内閣府令で定める基準を超えない範囲内において、条例で定める基準を満たす施設に無償化の対象を限定することができる」とこととされています。

3 認可外保育施設における無償化の内容・方法等

- (1) 無償化の対象となる認可外保育施設を利用する、保育の必要性があると認定された3～5歳児の子どもは、月額37,000円（認可保育所における保育料の全国平均額）を上限として無償化となります。
- (2) 保育の必要性があると認定された0～2歳児の市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円を上限として利用料が無償化されます。
- (3) 支給方法については、一旦保育料等を利用した施設に支払ったのち、本市に領収書等の必要書類を提出し、支払った額と上限額のうち、低い方の額を保護者の金融機関口座に振り込む償還払いとなります。



2 【京都市の制度案】幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設の取扱い（案）について

(1) 考え方

今年10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設の取扱いについて、2ページ「2」に記載のとおり、国は、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象とする経過措置期間を設けています。

本市においては、「京都市子ども・子育て支援法施行条例」の改正により、無償化の対象とする認可外保育施設の基準を規定するとともに、原則、国の経過措置期間より短い経過措置期間とし、早期に基準を満たすことを促すことにより、子どもたちの安心安全を確保してまいります。

(2) 無償化の対象施設及び基準の適用時期

ア 無償化の対象とする施設

無償化の対象施設に求める基準について、現在の「認可外保育施設指導監督基準」と同様の内容が、改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）において、新たに基準として定められました。

本市では、子どもの安心安全の観点から、内閣府令で定める基準と同内容の基準を条例で規定し、この時期に適用することにより、無償化の対象となる施設を限定します。

イ 基準の適用時期

(ア) 施設において本市の条例基準を満たすための準備を行うことや、利用者が無償化を踏まえて施設を選択することを想定し、1年6箇月の経過措置期間を設け、令和3年4月1日から上記アの規定を適用することとします。

(イ) ただし、22時以降の保育については、認可保育施設だけでは対応できず、家庭や就労状況等により、22時以降に保育施設を利用せざるを得ない保護者がおられることから、以下のとおり取り扱います。

条例公布後2箇月以内に児童福祉法に基づく認可外保育施設設置届を提出するとともに、子ども・子育て支援法に基づく無償化対象施設としての確認申請を行った施設に限り、内閣府令で定める基準のうち「設備等に関する基準（※）」の経過措置期間を、国が定める期間（令和6年9月末）までとする。

※ 避難経路の確保、耐火性能の確保、採光・換気の確保など、基準を満たすために、移転や改修等を要する設備等に関する基準（6ページ参照）

ウ その他

内閣府令で定める基準は、子どもの安心安全の観点からも、本来満たすべき基準であるため、経過措置期間中であっても、事業者に対し、基準を満たす努力義務を条例で課すこととします。

【適用時期イメージ図】

	令和元年度 10/1	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 10/1 ~
認可外保育施設	経過措置期間		無償化基準を適用			
22時以降開所施設	経過措置期間		無償化基準を適用			
条例公布2箇月以内 までに無償化手続 (※)を行った施設	経過措置期間		経過措置期間			無償化 基準を適用

※無償化手続き:「児童福祉法に基づく認可外保育施設設置届の提出」及び「子ども・子育て支援法に基づく無償化対象施設としての確認申請」

無償化の対象施設に求める基準について

無償化の対象とする施設に求める基準について、以下の内閣府令で定める基準と同内容の基準を条例で定めます。

(基準の主な項目)

- ① 保育に従事する者の数及び資格（第1条第1号イ）
 - * 保育従事者のうち、概ね3分の1以上は保育士又は看護師の資格を有する者であること など
- ② 保育室等の構造、設備及び面積（第1条第1号ロ）
 - * 子ども1人につき、おおむね1.65㎡以上であること など
- ③ 非常災害に対する措置（第1条第1号ハ）
 - * 保育室を3階以上に設ける場合、必要な避難設備が設けられている など
- ④ 保育の内容等（第1条第1号ニ）
 - * 子ども1人1人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること など
- ⑤ 給食（第1条第1号ホ）
 - * 調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること など
- ⑥ 健康管理及び安全管理（第1条第1号ヘ）
 - * 子ども1人1人の健康状態の観察が登園及び降園の際に行われていること など

※ 基準の詳細については、以下のホームページから御確認いただけます。

＜京都市情報館「無償化における認可外保育施設の取扱いに関する市民意見の募集について」＞

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hagukumi/0000257696.html>

(QRコードはこちら)



(3) 認可外保育施設の保育の質の向上に向けた本市の取組

認可外保育施設については、3ページ(2)のとおり取り扱うとともに、以下の取組を継続的に実施します。

また、保護者に安心して認可外保育施設を利用いただけるよう、確認申請の受付に合わせ、認可外保育施設における内閣府令で定める基準の適合状況を確認するとともに、適合状況についてホームページ等により公表し、定期的に更新するなどの情報提供を行います。

ア 関係法令の遵守について

認可外保育施設が保育事業を実施する場合は、建物の使用に当たり、消防法や建築基準法等の規定に基づく届出等が必要とされていますが、国制度上は、それらの届出等がなされていなくても、認可外保育施設としての届出や確認申請を受け付けざるを得ない状況となっています。

そのため、建築基準法や消防法をはじめとする関係法令に基づく届出等がされているかどうか、認可外保育施設設置届の提出時や確認申請の受付時に確認し、適切に行われていない場合は、関係部局と連携し、必要な指導を行います。

イ 立入調査を通じたきめ細かな助言・指導

本市では、これまで約40箇所の認可外保育施設に対し、年1回以上の立入調査等を通じて実態を把握し、きめ細かな指導等を行ってきました。

今回の無償化を契機に、更なる質の向上を図るため、これまでの立入調査等に加え、「巡回支援指導員」を新たに配置し、本年9月下旬から認可外保育施設が順守・留意すべき内容に関する助言・指導を行います。

また、これまで立入調査の対象外となっていた、企業等が従業員の子どもの保育を行う「事業所内保育施設」のうち、児童福祉法に基づく認可外保育施設設置届を提出するとともに、子ども・子育て支援法に基づく無償化対象施設としての確認申請を行った施設について、国が定める基準の適合状況の確認を行い、基準を満たしていない場合には、助言・指導を行います。

ウ 研修会等の実施

認可外保育施設の保育の質を向上させるため、これまで、認可外保育施設の職員を対象とした、保育環境や子どもの健康管理、乳幼児期の発達等についての研修会等を年5回程度開催してきましたが、今後は研修受講の機会を年10回程度と更に充実させるとともに、よりきめ細かな研修等を実施いたします。

なお、今回の無償化の制度については、7月26日に説明会を開催しており、今後も事業者への制度周知に努めてまいります。



3 設備等に関する基準の内容について

1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上である施設

○ 保育室等の構造、設備及び面積（第1条第1号ロから抜粋）

- (1) 小学校就学前子どもの保育を行う部屋（以下「保育室」という。）、調理室（給食を施設外で調理している場合、小学校就学前子どもが家庭からの弁当を持参している場合その他の場合にあっては、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備。以下同じ。）及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、小学校就学前子ども1人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。
- (4) 保育室は、採光及び換気が確保され、かつ、安全性が確保されていること。
- (5) 便所用の手洗設備が設けられているとともに、便所は、保育室及び調理室と区画され、かつ、小学校就学前子どもが安全に使用できるものであること。
- (6) 便器の数は、小学校就学前子どもおおむね20人につき1以上であること。

○ 非常災害に対する措置（第1条第1号ハから抜粋）※紙面の都合上、表中の記載を変更しています。

- (5) 保育室を3階以上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしていること。
 - (i) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
 - (ii) 次の表の左欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄の(い)及び(ろ)の別に、同表の右欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、1以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が30メートル以内となるように設けられていること。

3階	(い)	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 屋外階段
	(ろ)	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	(い)	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
	(ろ)	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段（ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段

- (iii) 調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の当該床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するための装置をいう。）が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りではない。
 - (イ) 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (ロ) 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (iv) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でなされていること

1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下である施設

○ 保育室等の構造、設備及び面積（第1条第2号ロから抜粋）

- (1) 保育室のほか、調理設備（施設外調理その他の場合にあっては必要な調理機能）及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

～ 皆様からの御意見をお待ちしております ～



幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設の取扱い（案）に関する御意見記入用紙

募集期限 令和元年10月23日（水）まで

（FAX）075-251-2950

京都市子ども若者はぐみ局幼保総合支援室 宛

意 見 記 入 欄	① 無償化の対象となる施設の基準に関する御意見等
	② 基準の適用時期に関する御意見等
	③ 22時以降に保育を実施する認可外保育施設の取扱いに関する御意見等
	④ その他

御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御記入ください。

【年 齢】（ 歳代）

【居住地等】1 京都市内 2 京都市外

- ※ この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。
- ※ 御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、ホームページで公表します。
- ※ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



○発行：京都市子ども若者はぐみ局幼保総合支援室

○発行月：令和元年9月

○京都市印刷物 第313110号